

中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱

平成 10 年 8 月 24 日付 10 構改 D 第 244 号

農林水産事務次官

第 1 趣旨

我が国の農山村に広く分布する棚田地域等の農地及び土地改良施設（以下「農地等」という。）は、清涼な水や気温較差の大きさなど山間地の立地条件を活かした特色ある農業生産の場として国民生活に寄与しているのみならず、急しゅんな地形を巧みに利用した農業生産活動を通じて、国土・環境の保全や水源かん養、農山村の美しい原風景の形成、伝統・文化の継承等多面的な公益的機能を発揮し、下流域や周辺地域を含めた中山間地域の農業の展開や活性化を図るうえから重要な役割を果たしている。

また、農業体験等を通じた子供の情操教育・社会教育の場や訪れる人々に対する保健休養の場を提供するなど地域資源としての活用が図られることから、近年、都市部からも棚田地域等の農地等の保全・利活用に対する支援を指示する声が高まっている。

しかしながら、棚田地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつあり、地形が急しゅんであること等から、営農に多大な労力が強いられており、耕作放棄の拡大、人口の流出や地域の活力の低下等の状況が見られるとともに、農地等の有する公益的機能が低下し、土砂の崩壊あるいは洪水流量の増大による災害や病虫害・鳥獣害の発生など農地等の荒廃に伴う周辺優良農地への悪影響も顕在化している。

棚田地域等の機能を良好に発揮させるためには、農地等の保全・利活用に係る都市住民も交えた継続的な地域住民の共同活動（以下「地域住民活動」という。）の推進を図ることが重要であり、また、地域住民活動の活発化は地域連帯感の新たな醸成や地域コミュニティの発展につながるものと考えられる。

本事業は、このような観点から、農地等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、もって中山間地域の農業・農村の活性化に資することを目的として、都市住民等の活動参加ネットワークの構築・運営、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全・利活用活動及び保全整備等の促進に対する支援等を行う棚田地域水と土保全基金事業（以下「棚田基金事業」という。）を実施するものである。

また、本事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意を含む内外の厳しい状況に緊急に対処するため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として基金を造成し、地域の自主性及び創意工夫の発揮を通じて、公益的機能の維持増進と地域の活性化を促進するために必要な事業を棚田基金事業として効果的に実施するものである。

第 2 事業主体

棚田基金事業の事業主体は、都道府県とする。

第 3 事業の内容等

1 基金の造成及び管理

(1) 基金の造成

国は、2 の棚田基金事業の実施に係る経費に充てるために都道府県が行う基金の造成に対し、平成 12 年度までの期間に、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

- (2) 2の棚田基金事業は、基金の運用によって生ずる果実（以下「運用益」という。）の活用により、又は別途農村振興局長が定めるところにより実施するものとする。
- (3) 基金の管理は、都道府県が行うものとする。

2 棚田基金事業

棚田基金事業は、棚田地域等の農地等の保全・利活用に係る活動（以下「保全活動」という。）の活性化を図るため、以下の事業を実施するものとする。

(1) 保全ネットワーク推進事業

都市住民等の保全活動への参加推進を図るため実施する事業であって、事業の内容は以下のとおりとする。

- ア 保全活動への都市住民等の参加推進を図るために行う普及・啓発及び情報の収集・提供
- イ 保全活動への参加者募集並びに参加を希望する都市住民等の登録及び参加者の調整
- ウ 保全活動に関する現地作業等の技術的な指導を行う人材（以下「現地技術指導者」という。）の登録及び派遣・調整
- エ 現地技術指導者が実施する保全活動に関する現地作業等の技術的な指導活動に要する経費への助成
- オ イに掲げる保全活動参加登録者に対する技術研さん等のために行う研修
- カ 第7に定める都道府県委員会等の設置及び運営

(2) 保全活動推進事業

住民組織が行う保全活動の推進を図るため実施する事業であって、事業の内容は以下のとおりとする。

- ア 保全活動を行おうとする住民組織の活動計画等の作成
- イ 農地等の保全に資する整備手法の調査・研究及びその成果の普及
- ウ 保全活動を行う住民組織の活動の推進に関する指導及び助言等を行う人材の育成
- エ 農地等の保全に対する住民意識の向上及び保全活動の必要性等の普及・啓発
- オ 保全活動を行う住民組織間の情報連絡・調整の推進

(3) 保全活動支援事業

住民組織が行う保全活動に要した経費等に助成を行う事業とする。

3 事業計画等

- (1) 都道府県は、毎年度、その年度の基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係わる経費の支出の計画を作成し、事業実施前年度の3月末日までにあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 都道府県は、(1)の基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画を変更する場合には、あらかじめ地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。ただし、運用益の収入計画に係る運用益見込額の30%以内の変更になるもの及び運用益の支出計画に係る各事業の相互間での流用で30%以内の変更になるものについては、報告を要しないものとする。

4 指導監督

地方農政局長等は、棚田基金事業の実施に関し、指導監督を行い、必要に応じ関係書類の提出を求めることができるものとする。

第4 事業の実施

都道府県は、棚田基金事業の円滑化を図るため、棚田基金事業の一部を全国土地改良事業団体連合会、都道府県土地改良事業団体連合会等に委託できるものとする。

第5 指導推進

都道府県は、棚田基金事業の実施の適正かつ円滑な推進のために、市町村等に対して技術的な助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達。）に定める中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び農村振興局長が別に定める事業等との関連及びその活用に配慮し、棚田基金事業の効果的な推進に努めるものとする。

第6 実績の報告

都道府県は、毎年度、事業実施翌年度の5月末日までに、基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画についての実施報告書を作成し、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

第7 事業の推進体制

- 1 都道府県は、棚田基金事業を効果的に推進するため、学識経験者等から構成される都道府県委員会を都道府県に設置できるものとする。
- 2 都道府県委員会は、第3の2の棚田基金事業の実施計画、実施結果等に関し審議し、意見を述べるができるものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、棚田基金事業の実施に関し必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

第9 その他

第3の3の(1)の規定にかかわらず、平成10年度の基金の造成計画並びに運用益の収入及び支出計画の提出期限については、原則として平成10年11月末日とする。

中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要領

平成10年 8月24日付10構改D第 245号
最終改正 平成25年 6月20日付25農振 第 627号

農村振興局長

第1 趣旨

中山間ふるさと・水と土保全推進事業（以下「棚田基金事業」という。）の実施については、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年8月24日付け10構改D第244号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の内容等

1 要綱の第3の1の(2)の「農村振興局長が定めるところ」とは、次のとおりとする。

(1) 事業実施年度において、要綱第3の1の(1)により当該都道府県が造成した基金の運用によって生ずる果実（以下「運用益」という。）として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあっては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた額を上限として基金元本の一部を、棚田基金事業の実施に係る経費に充てることができるものとする。

(2) (1)の場合以外であって、前年度元本が、要綱第3の1の(1)により前年度末までに当該都道府県が基金の造成に要した経費の合計額（以下「造成総額」という。）を下回る場合にあっては、運用益予定額から平準化運用基準額を差し引いた金額（以下「余裕額」という。）を下限として、運用益の一部を基金の造成に充てるものとする。ただし、これによる造成後の基金元本の額が造成総額を上回ると見込まれる場合には、造成総額から前年度元本を差し引いた額を持って余裕額とすることができるものとする。

2 要綱第3の1の(3)の「基金の管理」については、要綱第3の1の(1)により造成した基金と中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達。）に定める中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施に係る経費に充てるために都道府県が造成した基金について、経理を区分して運用及び活用を行う場合に、都道府県において一つの基金として管理することができるものとする。

3 要綱第3の2の「棚田地域等」とは、山腹・丘陵や台地地帯の縁辺、狭隘な谷底地、小扇状地及び山麓の崩壊地などで、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域とする。

- 4 要綱第3の2の(3)に掲げる保全活動支援事業については以下により実施するものとする。
- (1) 保全活動支援事業の支援の対象とする住民組織（以下「支援対象組織」という。）は、農地や土地改良施設（以下「農地等」という。）の保全・利活用に係る活動（以下「保全活動」という。）を実施する組織で、農業者、地域住民もしくは保全活動に参加するボランティア等を主たる構成員とし、保全活動を継続的に実施することが可能と認められる組織とする。
 - (2) 土地改良区等の管理区域において実施する住民組織による保全活動は当該土地改良区等との連携を図るものとする。
 - (3) 要綱第3の2の(3)の「保全活動に要した経費等」とは、定期的実施される農地等の有する公益的機能の良好な発揮に資する保全活動に支援対象組織が要した資機材費、燃料費等の経費及び構成員が提供した労働力とする。
 - (4) 支援を受けようとする支援対象組織は、組織の活動等を定めた協定書等（以下「集落協定」という。）を添付して、事業の対象となる活動を行う年度（以下「活動年度」という。）の前年度の3月末日までに市町村長に登録申請の要請を行うものとする。
なお、集落協定には次に掲げる事項を含むものとする。
 - ア 組織の代表者
 - イ 組織構成員
 - ウ 組織の運営
 - エ 組織の保全活動に係る農地等の位置・範囲及び権利関係
 - オ 市町村の定めた農地等の保全・利活用の促進のための方針等（以下「方針等」という。）に沿って、一定期間にわたり耕作放棄地の解消・防止と農地等の適正な保全・利活用のために行う活動内容に関する事項
 - カ 活動年度における活動計画
 - (5) (4)のオの「方針等」については、農地等が有する多面的な公益的機能の維持・増進のため、これらの農地等の保全・利活用の促進が必要な地域について、その範囲、農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画との関係等が明らかにされているものとする。
 - (6) 支援対象組織から登録申請の要請を受けた市町村長は、方針等との整合等を確認のうえ集落協定を添付して、活動年度の4月末日までに都道府県知事に登録申請を行うものとする。
 - (7) 都道府県知事は(6)による登録申請を受けた場合、当該集落協定の内容が持続的な農地等の保全・利活用に資するものであり、当該助成対象組織がこれを適正に実施できると認められる場合には、これを登録し、その旨を市町村長に通知するものとする。また、登録の通知を受けた市町村長は、支援対象組織に登録の決定を通知するものとする。

(8) (7)により登録された支援対象組織は、当該集落協定に基づき活動年度に実施した活動について、その活動成果に関する報告書（以下「活動報告書」という。）を添付し、活動年度の次年度の4月末日までに市町村長に助成金交付申請の要請を行うことができるものとする。

(9) 支援対象組織から助成金交付申請の要請を受けた市町村長は、活動報告書の内容及び集落協定との整合について確認のうえ、適当と認められる場合にはその活動報告書を添付し、5月末日までに都道府県知事に助成金の交付申請を行うものとする。

(10) 都道府県知事は、(9)による交付申請を受けた場合、支援対象組織が登録を受けて実施した活動成果に関する報告の内容を確認のうえ、適当と認められる場合には、支援対象組織に対し助成を行うことができるものとする。交付を決定した場合には、その旨を市町村長に通知するものとする。また、交付の決定の通知を受けた市町村長は、支援対象組織に交付の決定を通知するものとする。

(11) 保全活動支援事業の実施に係る経費（以下「支援事業費」という。）については、以下のとおりとする

ア 毎年度の支援事業費は、都道府県又は都道府県から保全活動支援事業の業務の委託を受けた者が保全活動支援事業の趣旨に賛同する者から集めた資金を住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成に充てる額（以下「基準額」という。）を上限の額とする。ただし、基準額が前年度元本の1%の額を下回る場合は、前年度元本の1%の額を基準額とすることができるものとする。

イ 決算において支援事業費がアにより定まる上限の額を下回った場合にあっては、上限の額から支援事業費を差し引いた額と翌年度の基準額の合計を翌年度の支援事業費の上限の額とすることができるものとする。

(12) 都道府県は、本事業の継続的、安定的な実施に配慮し、保全活動支援事業の適正かつ計画的な実施に努めるものとする。

5 要綱第3の3の(1)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画」の作成は、別記様式第1号によるものとする。

6 要綱第3の3の(2)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画の変更」は、別記様式第2号によるものとする。

第3 指導推進

1 要綱第5の「局長が別に定める事業等」とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知）別表の2の要件類別24に基づき実施する事業及び方針等に沿って市町村等が必要に応じて講じる棚田等の保全・利活用の支援を目的とした措置（以下「棚田支援措置」という。）とする。

- 2 棚田基金事業の実施については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表の2の要件類別24に基づき実施する事業を実施中あるいは実施済である市町村及び棚田支援措置を講じているあるいは講じようとする市町村において優先的に実施するよう配慮するものとする。

第4 実績の報告

要綱第6の「実績報告書」は、別記様式第3号によるものとする。

第5 保全活動支援事業の様式について

次に掲げる申請書等の参考様式は、別紙のとおりとする。

- (1) 保全活動支援事業支援対象組織登録申請書
- (2) 保全活動支援事業支援対象組織登録通知書
- (3) 保全活動支援事業助成金交付申請書
- (4) 保全活動支援事業助成金交付通知書

第6 基金の返還等

都道府県は、棚田基金事業の目的を達成した等の場合、又はその他の理由により棚田基金事業の必要性が認められなくなった場合には、国と協議を行い、基金を廃止し基金残額における国費相当分を国庫に返還するなどの措置を講ずることとする。

また、国は、棚田基金事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の(4)アを準用し、使用見込みが低いと判断される場合には、都道府県と協議を行い、当該残額における国費相当分の一部を納付させることがある。